

【第一種電気工事士】免状の新規交付申請の手数料の支払いについて

第一種電気工事士としての要件を満たしたら、「令和5年度第一種電気工事士免状【新規交付】」申請用の納付書で手数料を支払い後、右端の「納税証明書<納付済証>」を切り取り、免状交付申請書の裏面に貼り付けて提出ください。

※住民票に記載の住所地が鳥取県外の方は使用できません。(免状交付の申請先は住所地の県です。)

使用できる期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

本人用の控え
(左側)

提出用
(右端)

52	令和 年度	領収済通知書	分類区分	04	納付書
加入者名	鳥取県	口座番号	01480-0-960080	金額	6,000円
収納機関番号	31000	納付番号		金額	6,000円
納入期限	令和 年 3月				
840148096008000000006000033300000					
9200220000393					
納入者氏名	第一種電気工事士	所属	100500000	摘要	令和 年度 第一種電気工事士免状 新規交付 申請手数料 (4連式)
個別システム区分	00				
CVS 収納用 (91)929182-7780 230331-0-006000					
※本票は、直接機械処理しますので、汚した場合は返却してください。 ※ATM読取不可					

納付書番号	00220000393201000000
金額	6,000円
所属名	消防防災課
摘要	令和 年度 第一種電気工事士免状 新規交付 申請手数料 (4連式)
令和 年度	NS
領収日付印	

納税証明書 <納付済証>	
納付書番号	00220000393201000000
金額	6,000円
所属名	消防防災課
摘要	令和 年度 第一種電気工事士免状 新規交付 申請手数料 (4連式)
令和 年度	
※鳥取県提出用です。 ※再発行はできませんので紛失しないよう大切に保管してください。	
領収日付印	

納付書が「新規免状交付」申請用であるか確認

【注意】
このラインは切れ込みが入っていないので、ハサミなどで切り取る

① 金融機関の窓口・コンビニエンスストアのレジに納付書を出して支払い

② 領収印があることを確認

納付書での手数料支払と申請の方法

- ① 納付書が「令和5年度第一種電気工事士免状【新規交付】」申請用であることを確認し、納付書の裏面に記載の金融機関の窓口・コンビニエンスストアのレジに納付書を提示し、手数料をお支払いください。
- ② 受け取った控えの「領収日付印」欄に領収印があることをご確認ください。
(領収印がない場合は、窓口・レジの方に領収印を求めてください。領収印のないものは申請用に使用できません。)
- ③ 右端の「納税証明書<納付済証>」をハサミなどで切り取って免状交付申請書の裏面に貼り付け、鳥取県電気工事業工業組合にご提出ください。

■誤って左側の「領収証書」を貼り付けた場合、証書はお返しできません。
■申請書様式は県HP(<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=70167>)からダウンロードするか裏面記載場所からご入手ください。
※令和6年4月1日以降は使用できません。紛失、汚損を含め、新しい納付書が必要なときは、裏面をご覧ください。

③ 右端の「納税証明書 <納付済証>」を切り取って申請書の裏面に貼り付け

納付書を入手する方法

納付書は下記の設置場所で入手ください。(次の場合で新しい納付書が必要なときも同様)

○納付書をなくしたとき ○納付書が汚れたり破れたとき ○納付書の使用期限が過ぎたとき

※遠方にお住まいなどのご事情により県からの郵送を希望する場合
県ホームページ「電気工事士免状の交付等の申請」から「納付書送付依頼書」をダウンロードして所定事項を記入し、県消防防災課に
ファクシミリ・メール送信ください。【問合せ先】鳥取県消防防災課 電話0857-26-7063

	入手先	所在地	電話番号
①	鳥取県電気工事業工業組合 鳥取支部	鳥取市田島648 タナカビル1F	(0857) 26-1569
②	鳥取県電気工事業工業組合 倉吉支部	倉吉市駄経寺町2丁目60-4	(0858) 23-1436
③	鳥取県電気工事業工業組合 米子支部	米子市旗ヶ崎2120	(0859) 22-7014
④	鳥取県消防防災課 保安担当	鳥取市東町1丁目271	(0857) 26-7063